

令和 8 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査

へのご協力をお願いいたします。

厚生労働省では、本年 8 月に「令和8年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」を実施いたします。

- 本調査は、**令和 9 年度障害福祉サービス等報酬改定のための基礎資料等として活用される大変重要な統計調査**です。
- 調査票が届いた障害福祉サービス等事業所・施設の皆さまにおかれましては、本調査へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

調査回答期間



調査票の到着後（8月上旬頃）～9月上旬頃まで

※本調査は無作為抽出調査のため、8月上旬頃までに調査票が届かない事業所・施設においては、今回の調査対象ではございません。

ご回答いただいた内容は、令和 9 年度障害福祉サービス等報酬改定の検討などに活用されます

調査票回答



集計・分析



報酬改定の検討



報酬へ反映



令和8年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査

へのご協力をお願いいたします。

調査の内容

- 福祉・介護職員等処遇改善加算の届出状況：令和7年7月及び令和8年7月
- 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の届出等状況：令和8年7月
- 調査対象サービスにおける給与等の状況：令和8年4月～7月
- 障害福祉サービス等の提供状況：令和7年7月及び令和8年7月
- 調査対象サービスの従事者数の状況：令和8年7月
- 職員個人の処遇状況：令和7年7月及び令和8年7月



調査票のサンプルはこちら↓

【厚生労働省HP】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001696190.pdf>

※統計法第41条により、回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査のための資料といった、統計の作成以外の目的に使用することはありません。

◎回答に必要な資料

調査にご回答いただくにあたり、
右記の資料を事前にご用意いただくと
スムーズに回答いただけます。

- ・ 令和7年7月及び令和8年7月の福祉・介護職員等処遇改善加算の届出
- ・ 令和8年7月の障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の届出等
- ・ 令和8年4月～7月の給与支給を管理している資料等
- ・ 令和7年7月及び令和8年7月の障害福祉サービス等の提供状況が分かる資料
- ・ 令和8年7月の調査対象サービスの従事者数の状況が分かる資料
- ・ 令和7年7月及び令和8年7月の職員個人の処遇状況が分かる資料

「一括送付」の仕組みを導入しています

★ 「一括送付」とは、事前に届出いただいた法人本部（本社等）宛に、傘下の調査対象事業所分の調査票をまとめて送付する仕組みです（下図①）。

★ 法人本部（本社等）の方にもご協力いただくことで、より円滑に回答が出来るようになりますので、積極的にご活用いただくようお願いいたします。

※ 「一括送付」が不要の場合は、通常の調査方法（下図②）にて調査対象事業所宛に調査票を送付いたしますので、届出の必要はありません。

※ 「一括送付」の届出は、傘下に施設・事業所を有する法人本部（本社等）のみが可能です。
傘下に属する各施設・事業所からの届出は受け付けておりませんので、ご注意ください。

① 一括送付を届出した場合

傘下事業所が1箇所の場合でも、届出が可能です。

傘下の調査対象事業所分の調査票が、法人本部（本社等）にまとめて送付されます

本社等

傘下事業所 A

傘下事業所 B

傘下事業所 C

傘下事業所 D

傘下事業所 E

② 通常の調査票送付の場合（一括送付の届出なし）

調査票が各調査対象事業所に直接送付されます

調査対象事業所

厚生労働省（調査事務局）

「一括送付」の仕組みを導入しています

【一括送付の届出方法】

- ・ 下記のURLを入力し、届出書をダウンロードしてください。
- ・ 届出書に必要事項を記入の上、提出先メールアドレス宛までお送りください。

届出書のダウンロードはこちらから

【提出期限】 **7月31日（金）17時まで** 【厚生労働省HP 一括送付の仕組みの創設について】

【提出先】 hyouka-kijyun3@mhlw.go.jp

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/shougaihukushi_shikumi.html

「一括送付」手続きの流れ

Step 1 届出書のダウンロード

- ・ 「一括送付」を希望する場合、厚生労働省HPから届出書をダウンロードしてください。

Step 2 届出書の記入・提出

- ・ 届出書に必要事項を記入の上、提出先メールアドレスへお送りください。

Step 3 調査対象事業所のお知らせ Step 4 調査票の受け取り

※Step3と4は前後する場合があります。

- ・ 調査事務局より、法人本部ご担当者様へ、調査対象となった事業所をお知らせいたします。
- ・ 法人本部宛（届出書記載の住所）に、調査対象となった事業所の調査票がまとめて送付されます。

Step 5 調査票の提出

- ・ 調査票を記入いただき、オンライン又は郵送にてご提出をお願いします。